平成２２年（フ）第１４２号
沖縄県宜野湾市志真志４丁目32番３―302号
志真志アパート
債務者　髙原　亮二
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４９号
沖縄県うるま市字具志川2555番地２
債務者　高江洲敦子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５１号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋513番地
債務者　屋我　綾乃（旧姓大宜味）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５３号
沖縄県中頭郡北谷町字浜川234番地１　饒波アパートＧ―１
債務者　菊谷　眞澄
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１９３号
静岡県富士市柚木138番地の１グレイス弐番館202号、前住所静岡県富士市桑崎311番地の77
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７４号
秋田県大仙市神宮寺字本郷野19番地８　神岡ＧＨ棟市営住宅Ｈ―６
債務者　佐々木美喜子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１７１号
岡山市南区福富東２丁目４番24―５号　福富マンション１―Ｂ
債務者　中村　　豪
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７５号
岡山市北区大内田125番地
債務者　有松　京子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９５号
岡山市中区倉田532番地８　ムサシノビル西館506
債務者　大野クルミ
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２５号
岡山市中区高島２丁目６番３―103号
債務者　沼本　光利
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６号
広島県福山市日吉台１丁目11番13号　日吉台ハイツ102、前住所岡山県笠岡市城見台27番地５
債務者　樗木　秀美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６２３号
栃木県大田原市美原２丁目2831番地71
債務者　蓮見　　晃
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２４号
栃木県大田原市美原２丁目2831番地71
債務者　蓮見　知子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９９１号
東京都多摩市落川1361番地の１エクセレント有山101
債務者　鮫島　一良
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１３４号
東京都青梅市長淵２丁目542番地の29
債務者　田加井　良
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６号
栃木県栃木市藤岡町太田855番地
債務者　森田　直子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部